

天竜厚生会常勤役員退職手当支給規程

(総則)

第1条 社会福祉法人天竜厚生会（以下「厚生会」という。）に常時勤務する役員（以下「役員」という。）の退職手当の支給については、この規程の定めるところによる。

(退職手当の支給対象)

第2条 退職手当は、役員が退任又は辞任（以下「退職」という）したときはその者に、役員が死亡したときはその遺族に対し支給する。ただし、義務違反等により解任された役員には、退職手当は支給しない。

(退職手当の額)

第3条 退職手当の額は、社会福祉施設職員等退職手当共済法（以下「法」という。）及び静岡県民間社会福祉施設職員等退職共済制度（以下「制度」という。）から支給される額と第2項に定めるそれぞれの役職に応じた退職手当月額に在任期間（月数）を乗じて得られる額との合計額とする。

ただし、役員在任期間のうち「法」及び「制度」に加入しない期間のある者については、その期間は「法」及び「制度」に加入していたものとみなす。

2 役職に応じた退職手当月額は次のとおりとする。

- ①理事長の月額は一五、〇〇〇円とする。
- ②副理事長の月額は一二、〇〇〇円とする。
- ③常務理事の月額は八、〇〇〇円とする。
- ④理事の月額は五、〇〇〇円とする。

3 職員もしくは職員を兼務する役員が専任の役員になった場合、「法」及び「制度」についてはみなしとして引き続き継続するものとする。

(退職手当額の増減)

第4条 退職手当の額は、評議員会の承認を得て当該役員の職務実績に応じ、理事長がこれを増額又は減額することができる。

(役員在任期間の計算)

第5条 退職手当の算定の基礎となる月数の計算については、最初に役員に任命された月から起算して退職までの月を暦に従って計算するものとする。

2 役員の前在任期間に1月に満たない端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。ただし、月の途中で役職を変更し、引き続きその月の末日以降に在任したときは、その月の上位の役職をその月の役職期間とする。

(その他)

第6条 本規程に定めるもの以外に必要な事項は、評議員会の承認を得て、理事長が定める。

附 則

この規程は平成14年4月1日より施行する

この規程は、一部を改正し、平成30年4月1日より実施する

この規程は、一部を改正し、令和4年4月1日より実施する